

紫波運動公園・紫波町総合体育館新料金表(令和元年10月1日より適用)

総合体育館使用料			普通使用料 (午前9時～午後9時)			時間外使用料 (午前9時以前、午後9時以降)	
			全館又は全室貸切使用	区分使用	個人使用	全館又は全室貸切使用	
			1時間までごとに	1区分1時間までごとに	1人2時間までごとに	1時間までごとに	
主競技場又は柔剣道場	入場料等を徴収しない場合	児童・生徒	330円	160円	50円	495円	
		学生・一般	660円	330円	110円	990円	
	入場料等を徴収する場合	児童・生徒	1,650円	820円	全館又は全室のみの貸出	2,475円	
		学生・一般	3,300円	1,650円		4,950円	
卓球室		児童・生徒	550円	個人使用のみの受付	50円	備考	
		学生・一般	1,100円		110円		
トレーニング室		児童・生徒	個人使用のみの受付		50円		普通使用料、全館又は全室貸切使用料金の100分の150
		学生・一般			110円		
幼児高齢者体育室					50円		
研修室				440円			
会議室			220円				

・矢巾町民は町内料金扱いとする。
・町外団体及び個人は普通使用料の2倍に相当する額を別に徴収する。

総合体育館電灯料		全館又は全室貸切使用	区分使用(1区分)	体育館付属設備 使用料
		1時間までごとに		
主競技場	児童・生徒	740円	360円	・放送設備 ・大型電光掲示板
	学生・一般			
柔剣道場	児童・生徒	120円	60円	1回 550円
	学生・一般			

※ 幼児室の料金は、同伴する保護者の人数により使用料を徴収する。

※ 個人利用において、主競技場又は柔剣道場に電灯をつけるときは、電灯料の区分使用料金を徴収する。

総合体育館暖房料	全館または全室貸切使用					
	9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	12時から 21時まで	9時から 21時まで
主競技場	15,000円	25,000円	20,000円	40,000円	45,000円	60,000円
柔剣道場	3,750円	6,250円	5,000円	10,000円	11,250円	15,000円
研修室	600円	1,000円	800円	1,600円	1,800円	2,400円
会議室	300円	500円	400円	800円	900円	1,200円

競技場、研修室、会議室のストーブ使用料は、1台1時間あたり
ジェットヒーター 410円、遠赤パネルヒーター200円、ブルーヒーター 150円、ポットストーブ 90円

研修室・第3会議室エアコン設備1回の使用につき530円

野球場使用料		土曜日または休日	その他の日(平日)	設備使用料	
		1時間までごとに			
入場料等を徴収しない場合	児童・生徒	330円	330円	放送設備	1回550円
	学生・一般	1,100円	770円	スコアボード	1時間550円
入場料等を徴収する場合	児童・生徒	1,650円	1,320円		
	学生・一般	3,300円	2,640円		

テニスコート使用料	
区分	1時間までごとに
児童・生徒	160円
学生・一般	330円
電灯料	200円

陸上競技場使用料		貸切使用	団体使用	個人使用
		1時間までごとに	1団体1回ごとに	1人1時間までごとに
陸上競技等	児童・生徒	350円	550円	50円
	学生・一般	680円	1,100円	110円
サッカー又はラグビー競技	児童・生徒	680円	設備使用料	
	学生・一般	1,350円	放送設備	550円

・矢巾町民は町内料金扱いとする。
・町外団体及び個人は普通使用料の2倍に相当する額を別に徴収する。

令和元年10月1日から適用する

※ 「入場料を徴収する場合」とは、入場料、会費又はこれらに類似する料金をいい、「入場料を徴収しない場合」とはそれ以外の場合を言う。

※ 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

※ 町外団体及び個人とは、紫波町外(矢巾町を除く)に居住する者(法人又は、団体にあっては、事務所の所在地が町外である団体)が使用する場合並びに、町内者による申請であっても、使用する団体の構成員の50%以上が町外者であれば、町外者扱いとする。